

藤沢市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、藤沢市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)法第7条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2)その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する

- (1)学識経験者
- (2)空家等対策に係る関係団体の代表
- (3)地域住民組織の代表
- (4)その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(報告)

第5条 会長は、市長から求めがあった事項について、協議及び審査が終了したときは、速やかにその結果を市長へ報告するものとする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第7条 協議会への出席に対する委員報酬は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、計画建築部住まい暮らし政策課で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。